

戸籍謄・抄本等郵送請求書

令和4年1月1日改正

(請求先) 塩尻市長

1. 請求者

令和 年 月 日提出

住所 (住民登録地)	生年月日 大・昭・平・令 年 月 日
フリガナ	昼間連絡のとれる電話番号 ()
氏 名 印 (署名されたときは、押印不要です。法人の場合は押印が必要です。)	同封した交付手数料 (定額小為替) 円

2. 請求者と必要な方との関係に○をつけてください。

本人・夫・妻・子・孫・父母・祖父母・その他 ()
※請求者の本籍が塩尻市に無い場合は、必要な方との関係が確認できる書類 (戸籍等) の写しの添付をお願いします。

※代理人の場合、必ず「委任状」を同封してください。
※代理人申請する場合 代理人である私は、委任者である本人が個人情報の保護に関する法律に基づき、この交付請求書等の開示請求をした場合は、私の住所及び氏名等を開示することに同意します。

3. 必要な戸籍

本 籍	長野県塩尻市
筆頭者氏名	※筆頭者は戸籍の最初に記載されている方で、亡くなってもかきません。

※相続の手続きで出生から死亡までの戸籍を請求する場合、証明の種類は記入せず「4. 請求理由」からご記入ください。

また、出生から死亡までの戸籍は、必要な方によって手数料が変わります。3,000円を目安に為替を同封してください。

証明の種類(手数料/通)	謄 本	抄 本	必要な方の氏名	生 年 月 日
戸 籍 (450 円)	通	通		明・大・昭・平・令 年 月 日
除 籍 (750 円)	通	通		明・大・昭・平・令 年 月 日
改製原戸籍 (750 円)	通	通		明・大・昭・平・令 年 月 日
附 票 (300 円)	通	通		明・大・昭・平・令 年 月 日
附票に必要な項目にチェックをしてください → ☐ 本籍・筆頭者 ☐ 在外選挙登録地				
身分証明書 (300 円) ◇本人申請のみ	通			明・大・昭・平・令 年 月 日
独身証明書 (300 円)	通			明・大・昭・平・令 年 月 日
その他 □受理証明書 [] 届 (350 円) □記載事項証明 [] 届 (350 円) (年 月 日届出) □上記以外 ()	通		(記載事項証明を希望の方のみ記入してください) 使 道 提出先 上記以外の手数料についてはお問い合わせください	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日

4. 請求理由 (該当にチェックをお願いします)

☐ パスポートの申請 ☐ 戸籍の届出 (届出) ☐ 公的年金 (年金) ☐ 児童扶養手当 ☐ その他 ()
☐ 相続の手続きで請求 (相続等で必要な場合のみご記入ください。) 氏名 [続柄] が死亡したことによる手続きで、 ・死亡の記載のみあるもの 通 ・ [] と [] の関係がわかるもの 通 ・ [] の、[出生・転籍・結婚] から [結婚・転籍・死亡] までのもの 部

該当するところに
○をしてください

※最近1ヶ月以内に戸籍の届出をされた方のみご記入ください。

届を 年 月 日に 役所 (役場) へ提出

※発送の前に、裏面の「郵送による戸籍謄本・抄本等の請求方法」をご確認ください。

郵送による戸籍謄本・抄本等の請求方法

下記①～⑤を同封し、本籍地の市町村役場へご請求ください。

① 戸籍謄本・抄本等郵送請求書

表面の必要事項を漏れなくご記入ください。

戸籍謄本・抄本等
郵送請求書

(必要事項をご記入
ください)

② 交付手数料

郵便局で定額小為替又は普通為替を手数料分
購入してください。

為替には何も記入しないでください。

手数料は市区町村ごと異なりますので、請求する
役場へご確認ください。

定額小為替

③ 本人確認書類の写し

有効期限内の運転免許証、マイナンバーカード又は
健康保険証等を請求者の**住所(住民登録地)**と**氏名**
が確認できるようにコピーしてください。保険証の
被保険者等記号・番号等は塗りつぶしてください。
パスポートは郵送請求の本人確認には使えません。

運転免許証等の
写し(場合により
裏面もコピー)

④ 返信用封筒・切手

切手を貼り、送付先を明記した封筒をご用意ください。

戸籍の送付先は請求者の住民登録地に限られます。

お急ぎの方は往復ともに速達の利用をおすすめします。

切手
請求者の住所
氏名

ポストへ投函して
ください

⑤ その他(疎明資料)

- ※1 戸籍(除籍・改製原を含む)や附票は本人又は本人の配偶者、直系親族が
請求することができますが、戸籍等の証明書を請求される市区町村でその
関係がわからない場合は、関係のわかる戸籍等の写しを求められることが
あります。
 - ※2 成年後見人が請求する場合は、登記事項証明書の原本(発行から3ヶ月以内のもの)が必要です。
 - ※3 ※1※2以外の方からの請求は、原則「委任状」が必要となります。
その他の戸籍関係証明は取得できる方はそれぞれ異なりますので、請求される役場へご確認ください。
 - ※4 第三者が請求される場合は、詳細な請求理由やその根拠となる資料が必要です。
 - ※5 手数料や添付資料等が不足している場合は発送ができません。不足分を送っていただき、すべて
そろってから発送となります。
- ※偽りや不正な手段により交付を受けた場合は、30万円以下の罰金に処せられます。

必要に応じて
その他の書類

塩尻市へご請求の場合は、下記を切り取り封筒に糊付けしてください。

切り取り線

〒399-0786

長野県塩尻市大門七番町3番3号
塩尻市役所 市民課市民窓口係宛